

< 目次 >

第1章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可・届出の概要

1.1 宅地造成及び特定盛土等規制法の目的(法第1条)	1
1.2 市内の規制区域の指定状況(法第10条、法第26条)	1
1.3 用語の定義(法第2条)	2
1.4 許可の要否判定フロー	4
1.5 許可・届出を要する工事(法第12条、法第27条、法第30条)	5
1.6 許可を要しない工事	9
1.7 区域指定日に施行中の盛土等について(法第21条、法第40条)	15
1.8 擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出(法第21条、法第40条)	17
1.9 土地の保全義務(法第22～23条、法第41～42条)	18

第2章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の手続き

第1節 許可申請に係る手続き	19
2.1.1 許可申請から完了検査までの流れ	19
2.1.2 関係法令等による必要手続き	20
2.1.3 許可等手数料	22
2.1.4 許可申請又は届出に必要な書類等(宅地造成及び特定盛土等)	24
2.1.5 許可申請書作成要領(宅地造成及び特定盛土等)	31
2.1.6 許可申請又は届出に必要な書類等(土石の堆積)	35
2.1.7 許可申請書作成要領(土石の堆積)	38
2.1.8 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格	41
第2節 許可後における留意事項	42
2.2.1 許可の条件	42
2.2.2 標識の掲示	43
2.2.3 工事等の変更	43
2.2.4 検査・定期報告	50
第3節 手続き一覧	54

第3章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の技術基準

第1節 土工事	56
3.1.1 崖面等の保護方法の選定	56
3.1.2 切土のり面の基準	57
3.1.3 のり面の形状	58
3.1.4 のり面保護計画	60
3.1.5 盛土施工時の措置	61
3.1.6 切土のり面の安定性の検討	62
3.1.7 盛土の安定性の検討	63
3.1.8 溪流等における盛土	66
3.1.9 注意事項	67
第2節 擁壁等の構造	68
3.2.1 鉄筋、無筋コンクリート造擁壁の構造	68
3.2.2 練積み造擁壁の構造	75
3.2.3 その他擁壁に関する基準	78
3.2.4 崖面崩壊防止施設	81
第3節 排水施設	85
3.3.1 計画排水量の算定と断面の検討	85
3.3.2 区域外の排水施設などとの接続	86
3.3.3 排水施設の構造	86
3.3.4 盛土の排水施設	87
第4節 工事中の防災対策	89
第5節 土石の堆積	90
3.5.1 定義	90
3.5.2 基本事項	90
3.5.3 堆積した土石の崩壊を防止する措置(地盤の勾配が10分の1を超える場合)	90
3.5.4 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	91

<参考資料>

○札幌市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則	92
○申請書等の様式集	94
○申請図面参考例	144
○擁壁構造計算例	150
○練積み造擁壁標準構造図	179